

## 資料

## 新規最終処分場基本計画（案）への主な意見に対する見解（案）

		該当箇所	意見又は見解
1	意見	新規最終処分場基本計画（案） P1 14行	賀茂之洞に設置された第1埋立地～第3埋立地に関して長年にわたり地域住民の不安が払拭されていない中で、新規最終処分場の最終候補地として賀茂之洞が再び選定されたことも踏まえ、新規最終処分場の整備及び維持管理に当たっては、「地域社会との共生」を基本的な方針の一つとしていただきたい。
	見解		ご意見のとおり、地域社会との共生は、新規最終処分場を建設し管理・運営していく上で、大切な基本的な事項であると考えますので、基本計画に記述を追加いたします。
2	意見	新規最終処分場基本計画（案） P71 2行	確認された重要種の保全措置については、自然破壊を行うため、エビネの移植先などの復元の方法を明確にしてください。
	見解		移植等の環境保全措置が必要であると考えます。来年度以降、有識者から環境保全措置について意見を伺います。
3	意見	新規最終処分場基本計画（案） P78 2行	「跡地利用計画は、埋立終了時期に合わせて検討していく」とあるが、「跡地利用計画は、埋立終了時期に合わせて地域住民と協議し、検討していく」と修正し、迷惑施設を長年にわたって受け入れている地域への還元を図るために住民の意向を反映していただきたい。
	見解		跡地利用計画の検討については、地域住民の皆様のご意見を参考に検討していきたいと考えておりますので、ご意見を参考に、基本計画の記述を追加いたします。
4	意見	新規最終処分場基本計画（案） P114 8行	二重遮水シート構造（国の構造基準）に付加する多重バックアップ機能の内容について、具体的に明らかにしていただきたい。
	見解		本計画におきましては、粘土の難透水性を利用したマット状の遮水材料であり、遮水工と組み合わせることにより膨潤性や自己修復性を活かし、複合遮水工として用いられるベントナイト系マットの設置を検討いたします。

新規最終処分場基本計画（案）への主な意見に対する見解（案）

		該当箇所	意見又は見解
5	意見	新規最終処分場基本計画（案） P171 5行	建設予定地が土石流危険渓流エリアに位置していることや、近年は50年、100年に1度の大雨等が頻発していることも踏まえ、より安全側に対策を講じる必要性が高いものと考えられる。
	見解		<p>防災施設については、防災調整池を設置する計画です。土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）であることへの対応を含め、基本設計、実施設計を進める中、関係機関と協議し規模構造等を決定してまいります。</p> <p>なお、土石流に関する別の専門家の見解につきましては、土石流を発生させる土石は、山腹斜面（谷壁斜面）の崩壊物が谷底に堆積したものが主体となります。</p> <p>言い換えれば、山腹斜面（谷壁斜面）に崩壊が発生しなければ土石流の供給源は生じないということになります。</p> <p>最終処分場の建設に際しては、周辺斜面を切土整形して安定したのり面を構築することが最終処分場の機能維持という観点で必須と考えられ、結果的に土石流発生リスクはほぼ解消できると推定されるということです。</p>
6	意見	新規最終処分場基本計画（案）	人口が減少するため、ごみが減少するとの無理な推測。反対にごみ量が増加したらどう対処するのか。
	見解		想定よりごみ量が増加した場合、埋立期間が短くなってしまいますので、引き続き、ごみの減量と資源化等の啓発に取り組んでまいります。
7	意見	新規最終処分場基本計画（案）以外	新たな焼却施設について、近隣自治体と合併した効率的な処分場の計画を公表していますが、今後も変わらないのか。
	見解		<p>令和3年市議会11月定例会におきまして、議員からの御質問に対して答弁を差し上げましたとおり、新たな焼却施設を建設する際には、本市単独での建設だけでなく、安定かつ効率的な廃棄物処理が可能であり、スケールメリットが生かせる廃棄物処理の広域連携についても検討する必要があると考えております。</p> <p>広域処理を実施することとなった場合は、連携する他市町と協議を行い、施設の建設場所が他市町となる可能性がございます。</p> <p>また、本市内に施設を建設することとなった場合は、建設候補地の公募方式や、他の自治体で採用している既にごみ処理施設を設置している地域の評価方法やローテーション制などを調査研究し、透明性及び負担の公平性を考慮した候補地選定方法の採用について検討してまいります。</p>

資料

新規最終処分場基本計画（案）への主な意見に対する見解（案）

		該当箇所	意見又は見解
8	意見	新規最終処分場基本計画（案）以外	既存の最終処分場から法令に違反しているダイオキシンを含む汚水を施設外に流しているのか。
	見解		<p>令和3年市議会11月定例会におきまして、議員からの御質問に対して答弁を差し上げましたとおり、第一埋立地の原水と、祇園原線の溢水及び加茂インターチェンジ南側側溝の水との関係性について調査をするため、9月14日に住民の方の立会いのもと、計量法に基づく計量証明を発行できる機関により3カ所の採水を行い、分析を実施いたしました。</p> <p>分析結果につきましては、大きな違いとしまして、第一埋立地の原水には他の2カ所の水と比較して、塩素イオン、ナトリウムイオン及びカリウムイオンが多く含まれているため、第一埋立地の原水は、祇園原線の溢水及び加茂インターチェンジ南側側溝の水と関係性がないとの報告を検査機関から受けております。</p> <p>また、検査を実施した3地点の水及び堆積物について、ダイオキシン類の測定及び組成分析調査の追加要望がございましたので、水や土壌の安全性を確認するため、10月29日に住民の方立会いのもと、計量法に基づく計量証明を発行できる機関により各地点の試料を採取し、分析を実施いたしました。</p> <p>分析結果につきましては、ダイオキシン類は3地点の水及び堆積物のいずれも環境基準の基準値以下であり、また、堆積物の組成分析におきましてもカドミウムや鉛等の有害な元素は検出されておられませんので、安全性が確認できております。</p>
9	意見	新規最終処分場基本計画（案）以外	第1埋立地～第3埋立地が大きな地震に耐えない。第4埋立地も明確な回答がない。
	見解		<p>令和3年市議会11月定例会におきまして、議員からの御質問に対して答弁を差し上げましたとおり、第1埋立地から第3埋立地の建設にあたりましては、安全性を確保するため、それぞれの建設当時の設計基準に基づき、土地の造成を行って建設しております。</p> <p>なお、全国には本市と同時期又はそれ以前に造成した埋立地が数多くございますが、その当時の設計基準に基づいて造成している埋立地の中で、地盤の安全性が確保できず、大きな事故が発生した事例は、聞いておりません。</p> <p>第4埋立地につきましては、南海トラフ巨大地震において想定される市内の最大震度は6弱でございますが、県内には最大震度7が想定される市町もございますので、震度7の大規模地震が発生した場合でも、構造計算上耐えられる耐震構造とすることや、防災調整池の設置といった安全対策を検討しております。</p>